

総合貯蓄口座取引規定

改正後	現 行
<p>1. 総合口座取引契約の成立 <u>当行は、預金者からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。</u></p> <p>1の2. 総合貯蓄口座取引 (省 略)</p> <p>5. 預金利息の支払い (1) 普通預金および貯蓄預金の利息は、毎年2月と8月の<u>第3金曜日の翌日に</u>、普通預金および貯蓄預金に組入れます。 (省 略)</p> <p>8. 貸越金利息等 (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の<u>第3金曜日の翌日に</u>、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 (省 略)</p> <p>9. 届出事項の変更、通帳の再発行 (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。この届出の前に、<u>届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (省 略)</p> <p>10. 成年後見人等の届け出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。<u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。</u> (省 略)</p>	<p>1. 総合貯蓄口座取引 (省 略)</p> <p>5. 預金利息の支払い (1) 普通預金および貯蓄預金の利息は、毎年2月と8月の<u>当行所定の日に</u>、普通預金および貯蓄預金に組入れます。 (省 略)</p> <p>8. 貸越金利息等 (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の<u>当行所定の日に</u>、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。 (省 略)</p> <p>9. 届出事項の変更、通帳の再発行 (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取扱店に届出てください。<u>この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u> (省 略)</p> <p>10. 成年後見人等の届け出 (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 (省 略)</p>

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前四項の届け出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

12. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があった場合
 - ② 預金者に相続の開始があったことを当行が知った場合
 - ②の2 預金者が行方不明になったことを当行が知ったとき(以下省略)

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 印鑑照合等

この取引において払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 即時支払

- (1) 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があった場合
 - ② 相続の開始があった場合(以下省略)